

新技術・新事業創造貸付のご案内

新しいニーズに対応するため、新製品や新サービスの開発等に必要となる資金の円滑な供給を図ります

1 融資対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) (公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「新事業創出支援貸付」の貸付(内定)を受けた方
- (2) 「じばさん兵庫ブランド創出支援事業」の認定を受けた方、又は「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方
- (3) 健康・福祉・シルバー関連産業を営む方、又は新たに営もうとする方
- (4) 先端技術集約機器の導入又は先進技術の開発を行う方
- (5) 情報化投資を行おうとする方又は情報サービス業を営む方
- (6) ロボット等次世代産業を営む方
- (7) 国際規格(ISO)の認証を取得しようとする方
- (8) 農商工連携事業を営む方
- (9) 「ひょうごNo.1ものづくり大賞」、「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」、「ひょうご優良経営賞」で顕彰された方
- (10) 「ひょうごオールワ企業等認定・支援事業」のうちオールワを目指す企業と認定された方
- (11) 生産性向上特別措置法に規定する「先端設備等導入計画」により先端設備等を導入する方

2 融資条件

融資限度額	2億円(うち運転資金1億円)
融資利率	年0.70%(固定利率)
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置(基準料率から2割軽減)を受けることができます。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。